



令和8年10月発行

特別号



交通安全市民会議 ニュース

改めて確認！！『生活道路』とは？



改正道路交通法施行令により、生活道路を走行する自動車の法定速度は **30km/h** となりました。**30km/h** になったことは知っているけれど、生活道路とは一体どのような道路なの？と疑問に思われる方も多いのではないのでしょうか。



道幅の広さに関係なく中央線や中央分離帯がない道路が対象です！

歩行者や自転車と近い距離で通行する生活道路では、**30km/h** が万が一の事故の際に命を守れるかどうかを左右する重要な速度なのです。改めてご認識いただき、より安全な速度で運転を心がけ、一人ひとりが周囲の状況に気を配り、歩行者や自転車に十分配慮した運転をお願いいたします。

法定速度が30km/hに引き下げられる道路

※警察庁資料より



主に地域住民の日常生活に利用される、道幅の広さに関係なく中央線等がない道路

くわしくはコチラ



警察庁ホームページ

法定速度が今までと変わらない道路

①道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



②道路の構造上又は柵その他工作物により自動車の通行が往復方向別に分離されている一般道路



③高速自動車国道のうち、本線車道並びに、これに接する加速車線及び減速車線以外のもの

▽従前どおり、道路標識等により最高速度指定されている道路はその速度に従ってください

④自動車専用道路

※標識で指定があればその速度優先



例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります

ご不明な点や詳しい内容につきましては、豊田警察署(0565-35-0110)までお問い合わせください。

【発行】 豊田市交通安全市民会議事務局(豊田市役所交通安全防犯課内) TEL 0565-34-6633